

平成 31 年 2 月 4 日
四国電力株式会社

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書 および確認書の一部改定について

当社は、愛媛県および伊方町と締結している「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」(以下、「安全協定書」という。)と「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に関する確認書」(以下、「確認書」という。)に関して、三者間で一部改定に向けた協議を進めてまいりましたが、本日、合意に至りましたので、お知らせいたします。

今回の改定では、第4条において、廃止措置に伴い想定される未使用の核燃料を発電所から搬出する際に、当社が愛媛県・伊方町に計画を提出することを明記しました。また、第9条において、発電所の主要な施設の重要な運用の変更を行う際には、愛媛県・伊方町と事前協議を行い、了解を得なければならないことを明記し、具体的な内容は確認書に記載しました。

さらに、第10条において、原子炉施設の廃止措置の状況を当社が定期的に愛媛県・伊方町に報告することを明記し、具体的な内容は確認書に記載しました。

当社といたしましては、今回改定した安全協定を基盤として、より一層、愛媛県および伊方町との情報連携を密にするとともに、伊方発電所の安全対策に万全を期することで、地域の皆さまとの信頼関係強化に取り組んでまいります。

(別紙) 伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書および確認書の改定内容

以上

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書および確認書の改定内容

【核燃料等の輸送】

	改定前	改定後
安全協定書	<p>第4条 丙(四国電力)は、核燃料を発電所へ搬入し、又は使用済燃料若しくは放射性固体廃棄物を発電所から搬出するときは、原則として海上輸送とするよう措置しなければならない。</p> <p>2 丙(四国電力)は、核燃料の発電所への搬入に当たっては、その計画をあらかじめ、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)に提出しなければならない。</p>	<p>第4条 丙(四国電力)は、核燃料を発電所へ搬入し、<u>若しくは発電所から搬出し</u>、又は使用済燃料若しくは放射性固体廃棄物を発電所から搬出するときは、原則として海上輸送とするよう措置しなければならない。</p> <p>2 丙(四国電力)は、核燃料の発電所への搬入<u>又は発電所からの搬出</u>に当たっては、その計画をあらかじめ、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)に提出しなければならない。</p>
確認書	変更なし	

【事前協議】

	改定前	改定後
安全協定書	<p>第9条</p> <p>丙(四国電力)は、原子炉、放射性固体廃棄物貯蔵庫、冷却水取排水施設等発電所の主要な施設を設置し、変更し、又は廃止し、若しくは当該施設の用に供する土地を取得しようするときは、それらの計画について、あらかじめ、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)に協議し、その了解を得なければならない。</p>	<p>第9条</p> <p>丙(四国電力)は、原子炉、放射性固体廃棄物貯蔵庫、冷却水取排水施設等発電所の主要な施設を設置し、変更し、<u>若しくは廃止し、若しくは当該施設の用に供する土地を取得しようとするとき、又は当該施設の重要な運用の変更を行おうとするときは、</u>それらの計画について、あらかじめ、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)に協議し、その了解を得なければならない。</p>
確認書	<p>8 第9条について</p> <p>「主要な施設を設置し、変更し、又は廃止」する場合とは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 発電所の出力変更を伴う施設の設置、変更又は廃止</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物貯蔵庫、使用済燃料貯蔵設備及び放射性固体廃棄物焼却設備の増設、変更又は廃止</p> <p>(3) 冷却水取排水施設の変更</p> <p>(4) その他上記に準ずる施設の設置、変更又は廃止</p>	<p>8 第9条について</p> <p>(1) 「主要な施設を設置し、変更し、<u>若しくは廃止</u>」する場合とは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 発電所の出力変更を伴う施設の設置、変更又は廃止</p> <p>イ 放射性固体廃棄物貯蔵庫、使用済燃料貯蔵設備及び放射性固体廃棄物焼却設備の増設、変更又は廃止</p> <p>ウ 冷却水取排水施設の変更</p> <p>エ その他上記に準ずる施設の設置、変更又は廃止</p> <p>(2) 「当該施設の重要な運用の変更」とは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 定期検査の終了日から次の定期検査の開始日までの期間の変更</p> <p>イ その他上記に準ずる重要な運用の変更</p>

【事前連絡及び報告】

	改定前	改定後
安全協定書	<p>第10条 丙(四国電力)は、次に掲げる事項について、あらかじめ、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)(第2号に掲げる事項が海上輸送の場合は、関係漁業協同組合を含む。)に連絡しなければならない。</p> <p>(2)核燃料の搬入並びに使用済燃料及び放射性固体廃棄物の搬出の日、経路及び数量</p> <p>3 丙(四国電力)は、次に掲げる事項について定期的に、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)に報告しなければならない。</p> <p>(1)~(8)省略</p>	<p>第10条 丙(四国電力)は、次に掲げる事項について、あらかじめ、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)(第2号に掲げる事項が海上輸送の場合は、関係漁業協同組合を含む。)に連絡しなければならない。</p> <p>(2)核燃料の搬入及び搬出並びに使用済燃料及び放射性固体廃棄物の搬出の日、経路及び数量</p> <p>3 丙(四国電力)は、次に掲げる事項について定期的に、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)に報告しなければならない。</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3)原子炉施設の廃止措置の状況</u></p> <p><u>(4)~(9)省略(前号追加による号ずれ)</u></p>
確認書	<p>9 第10条について (4)第1項第5号及び第3項第8号に規定する「その他甲(愛媛県)及び乙(伊方町)が必要と認める事項」は、あらかじめ、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)が、丙(四国電力)と協議して文書で定めるものとする。</p>	<p>9 第10条について (4)第1項第5号及び第3項第<u>9</u>号に規定する「その他甲(愛媛県)及び乙(伊方町)が必要と認める事項」は、あらかじめ、甲(愛媛県)及び乙(伊方町)が、丙(四国電力)と協議して文書で定めるものとする。</p>